

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県公報

規則

目次

◆規則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

◆告示

准看護婦試験の実施
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退
種畜證明書の書換交付

土地区画整理事業の施行の認可

土地区画整理事業計画の変更の認可
漁船損害賠償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

◆教委告示 臨時教育委員会の招集

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の一つの項中(49)を(50)とし、(42)から(48)までを一ずつ

繰り下げ、(41)の次に(42)として次のように加える。
(42) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第三十二条の規定に基づく手数料

この規則は、公布の日から施行する。

附則

告

示

鳥取県告示第八十七号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）

第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のように実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁講堂

二 試験期日

実地試験 鳥取市寺町一〇二番地 鳥取県医師会館

実地試験 昭和四十年三月十六日九時から十七時まで 分まで

三 受験願書の提出期限

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者名

昭和三十九年十二月 一日 医療法人里仁会

北岡病院 倉吉市明治町一、〇三一 番地五

内科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科

北岡 義尊

昭和四十年一月 一日 鳥取博愛病院

鳥取市瓦町九番地

内科、外科、呼吸器科、胃腸科、循環器科、小児科、放射線科

外山 美夫

00573
(第3種郵便物)
(認)昭和40年2月23日 火曜日 鳥取県公報 第3608号 (第3種郵便物)
(認) 2

寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町字湯尻	内科、小兒科	寺岡 敏行
一月十七日 有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一、〇七九 番地	薬局	中原 健

鳥取県告示第八十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診 療 科 名 休止又は廃止理由	休止又は廃止年月日
北岡病院 倉吉市明治町一、〇三一 番地五	内科、外科、整形外科、医療法人に切換えられため廃止 昭和三十九年十二月 一日
鳥取博愛病院 鳥取市瓦町九番地	内科、小兒科、呼吸器、循環器、胃腸器各科、放射線科 開設者変更のため廃止
渡辺医院 鳥取市国安七四の一	一般科 開設者死亡により廃止 昭和四十年一月十二日
寺岡医院 鳥取市松原一一六	内科、小兒科 施設新築のため廃止 昭和三十九年十二月三十一日
鳥取市国民健 康保険神戸診 地の一	鳥取市中砂見三七〇番 全科 医師死亡による休止 昭和四十年一月 九日

鳥取県告示第九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、
結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 開設者
昭和四十年一月一日 寺岡医院 鳥取市吉岡温泉町大字湯尻一三五の三 寺岡 敏行

鳥取県告示第九十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地
昭和三十九年十二月三十一日 寺岡医院 鳥取市松原一一六

鳥取県告示第九十二号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第九条の規定により、次の種畜について種畜證明書

の書換交付をしたので、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第三百九号）第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
種畜證明書番号 名 号種 類 生年月日 飼養者

昭三九鳥取地第七号	第一富栄	肉用牛（黒毛和種）	昭和三十八年八月二十六日	鳥取県西伯郡岸本町 加川潔	鳥取県西伯郡日吉津村 山崎元一
第八号	第二十二栄光	タマ	三十七年十二月一日	鳥取県西伯郡岸本町 加川潔	鳥取県西伯郡会見町 潤

鳥取県告示第九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条の規定に基づき、米子市三柳団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二項の規定により次のように告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

5 昭和40年2月23日 火曜日 鳥取県公報 第3608号 (第3種郵便物) (認)

00574 (第3種郵便物) 4
昭和40年2月23日 火曜日 鳥取県公報 第3608号 (認)

米子市三柳団地土地区画整理事業

鳥取市江崎町一番地

米子市三柳団地土地区画整理事業

昭和四十年一月三十日

五 施行者の名称及び主たる事務所の所在地

財團法人鳥取県住宅公社

三 事務所の所在地

鳥取市江崎町一番地

四 施行認可の年月日

昭和四十年一月三十日

00576

昭和40年2月23日 火曜日 鳥取県公報 第3608号 (認)

- 六 事業年度
昭和三十九年度
七 公告の方法
鳥取市江崎町一番地
財团法人鳥取県住宅公社（旧鳥取土木出張所跡）前に
掲示する。

鳥取県告示第九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、米子都市計画富士見土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 土地区画整理事業の名称
米子都市計画富士見土地区画整理事業

二 事務所の所在地

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
鳥取県鳥取市賀露町 綱田 龜七

鳥取県告示九十五号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
鳥取県鳥取市賀露町 綱田 龜七

米子市中町二十番地（米子市役所内）

三 事業計画認可年月日

昭和三十七年七月三十日

四 変更認可年月日

昭和四十年一月三十日

00577

(第3種郵便物)
司(認) 第3608号

7 昭和40年2月23日

火曜日 鳥取県公報

第3608号

鳥取県教育委員会告示第六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

教育委員会告示

賀露漁業協同組合

1 縦覧期間

昭和四十年二月二十三日から昭和四十年三月二十五日まで

2 縦覧場所

- 1 加入区 綱田 吉蔵
賀露加入区
2 漁船損害補償法第二百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
賀露漁業協同組合

- 1 日時 昭和四十年二月二十四日 午前十時三十分
2 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
3 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について
2 その他